

(1月号)

(1)

契約かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 恒史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛎殻町1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代 表 03-6821-9510

法務部 03-6821-9520

商標部 03-6821-9540

FAX 共 通 03-6821-9550



2024.1.10

謹賀新年



令和6年元旦

新春展望

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

本年7月26日（金）から2024年夏季オリンピックがフランス・パリで開催されます。日本選手団の活躍が期待されるところですが、何よりも、「平和の祭典」と称されるオリンピック開催の本年が平和で穏やかな一年であることを願います。

社会の隅々にまで景気の好循環が広がる年に

昨年の日本経済は全般的には穏やかな成長を続けたと考えられています。コロナ禍が明けたことによるインバウンドの拡大、円安の進行による輸出の拡大などで業績拡大を実現できた分野が多くありました。

その一方で、円安の進行による原油、原材料価格の値上げなどにより、苦しい事業運営を迫られる分野も多くありました。

本年は社会の隅々にまで景気の好循環が広がる年になることを期待したいものです。

毎年のように増加する世界の特許出願

世界知的所有権機関（WIPO）が昨年11月に発表した「世界知的財産指標報告書」によると、2022年、世界各国の特許庁が受け付けた商標登録・意匠登録の出願件数は前年から減少した一方で、特許出願件数は3年連続で増加し、過去最高の約346万件でした。

その中でも、中国特許庁が受け付けた特許出願件数は約158万件で、前年に引き続いて世界一で、引き続き世界全体の特許出願件数の半分程度が中国特許庁に対する特許出願であるという状態が続きました。

また、インド特許庁に対する特許出願件数が前年比で31.6%増加し、中国・インド特許庁を含むアジア地域の各国特許庁への特許出願件数が世界の特許出願件数の67.9%を占めました。同報告書によれば、全世界の商標登録出願の67.8%、意匠登録出願の70.3%がアジア地域の各国特許庁に対して行われており、特許、意匠、商標などの知的財産権取得を目指した出願の多くがアジア地域で行われているという長期的な傾向が2022年も続いたとされています。

日本特許庁に対する特許出願

アジア地域の各国特許庁に対する特許出願が増加する中で、我が国特許庁が受け付ける特許出願の数もコロナ禍を経て、2022年には前年に比較して増加に転じ、昨年（2023年）も増加傾向が維持されました。

増加傾向を続ける外国からの特許出願

外国人（法人）による日本への特許出願件数は、日本国特許庁が受け付ける特許出願件数の全体が増加傾向に転じるより前から増加傾向に転じています。特許庁が毎年発行している特許行政年次報告書によれば、外国人による日本国特許庁への特許出願は2010年代に入って減少傾向にありましたが、2019年に底を打って、その後は増加傾向に転じています。

2022年に我が国特許庁が受け付けた外国人（法人）からの特許出願件数は2019年に比較して18%増加しました。特に、増加傾向にあるのが中国、韓国からの特許出願です。2022年の中国、韓国からの特許出願はそれぞれの国からの2019年の特許出願件数に比較して73%（中国）、29%（韓国）増加しました。外国からの特許出願に占める中国、韓国からの特許出願の割合も外国人（法人）全体の中の14.0%（中国、2019年は12.7%）、11.0%（韓国、2019年は9%）に増加しました。

日本国特許庁に対する特許出願は、日本国内へ物を輸出する、日本国内で物を製造する、日本国内で物を販売する、日本国内でサービス提供を行う、等の計画があるときに、優位性・競争力を確保する目的で行われるものです。

外国人（法人）からの日本国特許庁への特許出願件数が増加傾向にあることは、日本国内市場が魅力的で、拡大する余地があると外国人（法人）に認識されているからではないかと思われます。

堅調な中小企業による特許出願

我が国特許庁が受け付ける特許出願の数がコロナ禍を経てようやく増加傾向になる中で、中小企業による特許出願の数は、2017年では日本人（法人）による特許出願件数の中の15.3%であったものが、2022年には18.1%に拡大し、堅調さが示されています。

人間の頭の中で考え出された知的な情報であって、それを活用することで経済的価値を生み出すことのできる発明、特許などの無形資産が、これから我が国にとって重要なものであることは広く社会で認識されているところです。

我が国政府が創設することを検討しているとされる「イノベーションボックス税制」は、特許や著作権を生み出した企業を優遇しようとするものです。このような動きになることは、発明、特許などの無形資産が、我が国の成長力の向上に重要な役割を果たすことを政府が認識していることの表れであると思われます。

前述したように、我が国において、中小企業によ

る堅調な特許出願が続いていることは、これまで世の中になかった新しい工夫、新しい価値を創出することが、中小企業にとっては、特に、大切である、と認識されているからではないかと思われます。

新しい時代を新しい力と共に切り開きましょう

昨年末、経済協力開発機構（OECD）の学習到達度調査「PISA2022」の最新結果が発表されました。コロナ禍においてOECD各国の平均得点が低下した一方で、日本は、数学的リテラシー、読解力、科学的リテラシーの3分野すべてにおいて前回調査より平均得点が上昇したという結果でした。

OECDからは、コロナ禍で休校した期間が他国に比べて短かったことが影響した可能性があることが指摘されましたが、文部科学省は、学校における

ICT（情報通信技術）環境の整備、これにより生徒がICT機器の使用に慣れた点なども影響したのではないかとの評価を示しています。

学校教育の場でICT環境の整備が進み、ICT機器の使用に慣れた若者が育ちつつあり、21世紀になってから生まれた人々が社会に広く登場する時代です。日常的にスマートフォンが使われ、いわゆる家電という固定電話が家に存在していないような環境で育った若者が社会に登場してきています。

このような新しい力と共に、新しい時代を切り開く年にしたいものです。

以上



特許出願非公開制度 本年5月1日に施行

政府は、経済安全保障の強化のため先端技術などの特許出願を非公開に指定できる制度を本年5月1日に施行することを決定しました。

経済安全保障推進法（経済安保法）では、軍事転用が可能な技術流出を防ぐため、航空機をレーダーで捉えにくくする技術や、無人飛行機などの25の技術分野を対象に原則公開とされる特許の出願内容を非公開にできる制度を定めています。

本年5月1日から出願される特許を対象に非公開に指定するかの審査が行われる予定で、非公開に伴い損失が生じた場合は、国から補償を受けることができます。

非公開指定を受けた企業は、発明に関する情報を保全する措置を講ずることが求められていて、政府は情報漏えい対策などの対応を盛り込んだ新たな指針をとりまとめました。

指針では、発明した技術に関する情報を共有する人物を必要最小限に限定することや、情報を管理する場所への立ち入りを制限すること、対策の責任者を指名することなどを求めています。

知財一括法の施行日決まる 特許法、商標法、意匠法など

令和5年6月14日に「不正競争防止法等の一部を改正する法律」（知財一括法）が公布されましたが、その施行期日が決定しました。

今回の改正では、デジタル技術の活用により、特に中小企業・スタートアップの事業活動が多様化していることなどに対応するため、(1) ブランド・デザイン等の保護強化、(2) コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続の整備、(3) 國際的な事業展開に関する制度整備の観点から、不正競争防止法、商標法、意匠法、特許法、実用新案法、工業所有権特例法の改正が行われました。

これらの改正内容のうち、今回施行日が決まつ

たのは以下のとおりです。

【令和6年1月1日施行】

- ・優先権証明書のオンライン提出許容のための規定整備
- ・書面手続のデジタル化のための改正
- ・e-Filingによる商標の国際登録出願の手数料納付方法の見直し
- ・意匠の新規性喪失の例外規定の適用手続の要件緩和

【令和6年4月1日施行】

- ・不正競争防止法改正関連の措置事項
- ・他人の氏名を含む商標に係る登録拒絶要件の見直し
- ・商標におけるコンセント制度の導入
- ・中小企業の特許に関する手数料の減免制度の見直し

日本ネーミング大賞 「初音ミク」が最優秀賞

一般社団法人日本ネーミング協会主催の「日本ネーミング大賞 2023」で、歌声合成ソフトの「初音ミク」が最優秀賞を受賞しました。

初音ミクは、2007年8月31日に発売された歌声合成ソフトの名称で、同ソフトのキャラクター。「未来からきた初めての音」が名前の由来となっています。発売直後から多くのクリエイターによって音楽やイラスト、動画などが作られ、ネットで拡散されて世界中に広まりました。

ネーミング大賞の審査対象となったのは、2022年10月1日から2023年9月30日までの間に、日本国内で販売または提供されている「商品名」「サービス名」「社名」などで、そのネーミングが商標登録されているものです。今回は509件のノミネートから、クリプトン・フューチャー・メディア（北海道札幌市）の「初音ミク」が大賞に選ばれました。

このほか、「レジェンド賞」として、「タイガー魔法瓶」「青春18きっぷ」「地球の歩き方」「ごはんですよ」などが受賞しました。

審決紹介

本願商標「ISOBIONICS」は、商標法4条第1項第6号に該当しないと判断された事例（不服2022-650094、令和5年10月3日審決）

1 手続の経緯

本願は、2020年（令和2年）8月24日に国際商標登録出願されたものであって、その手続の経緯は、以下のとおりである。

2021年（令和3年）9月22日付け：暫定拒絶通報
2022年（令和4年）1月7日：意見書の提出
2022年（令和4年）7月21日付け：拒絶査定
2022年（令和4年）11月4日：審判請求書の提出

2 本願商標

本願商標は、「ISOBIONICS」の文字を横書きしてなり、第1類「Chemicals used in industry, science and photography, as well as in agriculture, horticulture and forestry; unprocessed artificial resins, unprocessed plastics; manures; fire extinguishing compositions; tempering and soldering preparations; chemical substances for preserving foodstuffs; tanning substances; adhesives used in industry; chemical preparations for foods and the perfume industry.」、第3類「Natural aromas and fragrances for the perfume industry.」及び第30類「Natural aromas and fragrances for food.」を指定商品として、国際商標登録出願されたものである。

3 原査定の拒絶の理由（要点）

本願商標は、「ISOBIONICS」の文字からなるところ、その構成中に「工業製品・部品・使用技術の規格統一を推進するための国際機関」である「国際標準化機構」（International Organization for Standardization）の著名な略称である「ISO」の文字を有するものであるから、公益に関する団体であって営利を目的としないものを表示する標章であって著名なものと類似する。

したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第6号に該当する。

4 当審の判断

本願商標は、「ISOBIONICS」の文字を横書きしてなるところ、その構成文字は、すべて同じ書体、同じ大きさで、等間隔をもって表されてなるものであるから、視覚上、まとまりよく、全体として一体的に看取されるものである。

また、本願商標の構成全体から生じる「アイソバイオニクス」又は「イソバイオニクス」の称呼も、格別冗長というものではなく、無理なく称呼し得るものである。

そして、観念上も、本願商標を殊更「ISO」と「BIONICS」とに分断して観察しなければならないとする特段の理由を見いだすことはできない。そうすると、本願商標に接する取引者、需要者は、その構成中の「ISO」の文字部分のみに着目し、これを独立した識別標識として認識するとはいえず、むしろ、本願商標の構成文字全体をもって、特定の意味を有しない一体化的な造語を表したものとして認識し、把握するといふべきである。

してみれば、本願商標をその指定商品に使用しても、これに接する取引者、需要者が、「国際標準化機構（International Organization for Standardization）」の略称である「ISO」を連想、想起するということはできないから、本願商標は、上記国際機関を表示する著名な標章とは類似しないものである。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第6号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。
よって、結論のとおり審決する。

本願商標「社会保険労務士法人いつもここから」は、商標法第4条第1項第8号に該当しないと判断された事例（不服2023-1143、令和5年9月22日審決）

1 本願商標及び手続の経緯

本願商標は、「社会保険労務士法人いつもここから」の文字を標準文字で表してなり、第35類、第41類及び第45類に属する願書記載のとおりの役務を指定役務として、令和4年1月13日に登録出願されたものである。

本願は、令和4年6月23日付けで拒絶理由の通知がされ、同年8月18日に意見書及び手続補正書が提出され、指定役務については、別掲（※記載省略）のとおりの役務に補正されたが、同年10月14日付で拒絶査定がされた。

これに対して令和5年1月23日に拒絶査定不服審判の請求がされたものである。

2 原査定の拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は、「社会保険労務士法人いつもここから」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中「いつもここから」の文字は、山田一成氏及び菊地秀規氏で構成されているお笑いコンビの著名な名称であり、他人の著名な芸名と認識されるものである。そうすると、本願商標は、他人の著名な芸名を含むものであるというのが当然であり、かつ、その者の承諾を得ているものとは認められない。したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第8号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は、上記1のとおり、「社会保険労務士法人いつもここから」の文字を標準文字で表してなるものである。

そして、その構成中の「いつもここから」の文字について、当該名称（芸名）のお笑いコンビが、1996年7月に結成され、テレビ番組やテレビコマーシャルに出演するなどしていた（いる）事実があることは確認できる。

しかしながら、当審における職権調査によても、本願商標の登録出願時において、「いつもここから」というお笑いコンビの名称（芸名）が、広く一般的の需要者の間ににおいて著名であると認め得るような事実を見いだすことができなかった。

そうすると、本願商標を構成する文字のうち「いつもここから」と同一の芸名のお笑いコンビが存在するとしても、「いつもここから」が「常にこの場所を起点とする」程の意味合いにおいて、通常使用される語句であることも相まって、本願商標の登録出願時において、本願商標に接する者が、本願商標を構成する文字のうち「いつもここから」の文字部分から、お笑いコンビの名称（芸名）を連想、想起するものとは認められないから、本願商標は、商標法第4条第1項第8号の「他人の著名な芸名」を含む商標に当たるものということはできない。

以上のとおり、本願商標は、他人の著名な芸名を含む商標ということはできないから、商標法第4条第1項第8号に該当しない。

よって、結論のとおり審決する。

おしらせ

◎商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権（おおよその範囲となります）。詳しくは特許庁HPをご確認下さい。

昭和39(1964)年	商標登録第644001号～第646170号
〃49(1974)年	商標登録第1067711号～第1073299号
〃59(1984)年	商標登録第1689815号～第1698355号
平成6(1994)年	商標登録第2671502号～第3000001号
平成16(2004)年	商標登録第4775335号～第4782541号
平成26(2014)年	商標登録第5674568号～第5682103号

各年の6月1日～6月30日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間になります。
更新登録申請について疑問点などがございましたならば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

◎特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和3年2月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは1月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたならばお問合せください。

◎特許、商標の出願状況（推定）

	特許	商標
令和5年10月分	22,300	13,584
前年比	100%	102%

詳しくは特許庁HP⇒資料・統計⇒統計資料⇒特許出願等統計速報でご確認下さい。